

避雷設備の位置及び構造の指定

平成 15 年 4 月 1 日

消防局告示第 4 号

改正 平成 15 年 8 月 1 日消防局告示第 6 号

改正 平成 17 年 4 月 1 日消防局告示第 1 号

改正 令和元年 7 月 1 日消防局告示第 1 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日消防局告示第 3 号

衣浦東部広域連合火災予防条例（平成 15 年条例第 25 号）第 22 条第 1 項に規定する消防長が指定する避雷設備の位置及び構造は、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）の Z 9290-3「雷保護―第 3 部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」とする。